

国民年金

## 学生納付特例制度をご存知ですか？

ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145

### 概要

#### ●対象者

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校\*  
に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下の人  
※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程の学校  
《所得のめやす》

118万円＋扶養親族等の数×38万円 で計算した額以下  
※審査は、4月～翌年3月で行います。  
※過去2年1カ月分をさかのぼって申請することができます。

#### ●学生納付特例期間の年金

将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。「納付」、「学生納付特例」、「未納」の違いは以下のとおりです。

	老齢基礎年金		障害基礎年金(注1) 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×(注2)	○
未納	×	×	×

注1 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。  
注2 保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます。

#### ●手続き

申請書に記入の上、市役所ほけん課または各支所に提出してください。  
(申請書の入手先)▷市役所または各支所の国民年金窓口  
▷年金事務所▷日本年金機構ホームページ

#### ●必要なもの

▷学生証（有効期間が表記されているもの。コピー可）  
▷在学証明書（原本）  
※上記のうちいずれか提出  
▷印鑑

**学** 生納付特例制度は、所得の少ない学生の方が国民年金保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。手続きをしないと万一のが起こったときに、年金が受け取れなくなる可能性があります。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

●学生納付特例制度のメリット  
▽在学中のスポーツでのけがや病気で障害が残ったときも障害基礎年金を受け取ることができません。  
▽年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。

CITY INFORMATION

五岳を望む聖地

# あそ宮地墓地

募集区画 5㎡より各種 全区画平地

☆ご連絡くださいご案内・ご説明いたします。 販売・・・有限会社石翔

阿蘇市一の宮町宮地4699 一の宮総合運動公園通り

電話 (0967) 22-6099

お気軽にお問い合わせ下さい。

り災証明・被害調査

## 熊本地震に関する『り災証明書』等の申請受付はお済ですか？

総務課（り災証明）☎ 22-3111 税務課（被害調査）☎ 22-3148 まちづくり課（事業所用り災証明）☎ 22-3148

概要

●申請受付期限

- ▷住宅の被害認定調査申し込み 5月15日（月）まで
- ▷り災証明書・被災証明書の発行 5月31日（水）まで

※事業所などのグループ補助金関係でり災証明書が必要な場合は、まちづくり課にお問い合わせください。

**り**災証明書等が必要な方で、申請がお済でない方はお早めに手続きください。ただし、市外避難や入院などのやむを得ない理由により、期間内に申請することができない方については、当分の間、申請を受け付けません。

CITY INFORMATION

風しん抗体検査・予防接種

## 風しん抗体検査・風しん予防接種が無料で受けられます

一の宮保健センター ☎ 22-5088

抗体検査の概要（無料）

●対象者

- ▷妊娠を希望する女性とその配偶者などの同居者
- ▷風しんの抗体価が低い（H I 法1.6倍以下、E I A法8.0未満）妊婦の配偶者などの同居者

※ただし、風しん抗体検査を受けたことがある方、風しんの予防接種歴がある方、風しんにかかったことがある方を除く。

●実施時期 平成30年3月31日(土)まで

●申込先

- ▷一の宮保健センター ☎ 22-5088
- ▷熊本県保健予防課（阿蘇総合庁舎1階）☎ 24-9036

風しん予防接種の概要（無料）

●対象者

- ▷県が実施する風しん抗体検査でH I 法1.6倍以下、E I A法8.0未満の方、及びその配偶者などの同居者（検査結果の添付が必要です）
- ▷過去の風しんの抗体検査で、H I 法1.6倍以下、E I A法8.0未満の方で妊娠を希望する人（母子健康手帳、検査結果などの添付が必要です）

●実施時期 平成30年2月28日(水)まで

●実施医療機関

- ▷阿蘇温泉病院 ☎ 32-0881 ▷阿蘇医療センター ☎ 34-0311

●申込先 一の宮保健センター ☎ 22-5088

**妊**娠期間の前半（20週まで）に風しんに感染すると、赤ちゃんが目や耳、心臓などに障がいをもって産まれる可能性があります（先天性風しん症候群）。そのため、出産を考えている女性は特に、事前に風しんの予防が大切です。県では今年度も、無料で風しん抗体検査を実施しています。血液検査で、風しんに対する免疫（抗体）を持っているかどうかを調べることができまますので、検査を希望する方はお早めに検査を受けてください。

CITY INFORMATION

宅地復旧支援

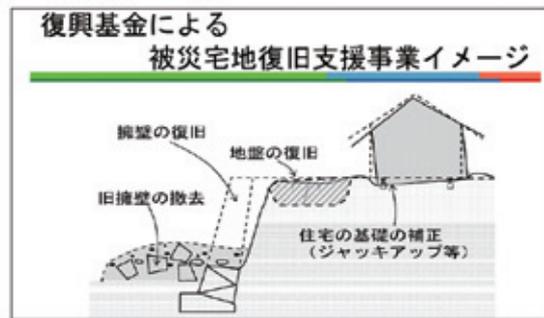
## 平成28年熊本地震により宅地が被災した皆さまへ

住環境課 ☎ 22-3169

概要

- 対象
  - ▷土地 熊本地震発生時において、住宅(社宅等を除く。以下同じ。)の用に供されている土地
  - ▷申請者 宅地の所有者または管理者若しくは占有者(管理者または占有者にあつては、所有者の全部または一部から工事の施工について承諾を得た者に限ります)。
- 補助額 対象工事の施工に要した経費(消費税及び地方消費税を含む。)から50万円を控除した額の3分の2を補助  
支援の上限額は1,000万円の工事に対し、633万3千円となります。

【例】200万円の工事の場合の支援額  
 $(200万円 - 50万円) \times 2/3 = 100万円$  【個人負担100万円】



**熊** 本地震で被災した宅地の復旧に対する支援の受付を開始しました。支援の対象は次のとおりです。詳しくは住環境課にお問い合わせください。

CITY INFORMATION

農村公園復旧工事

## 阿蘇農村公園あぴか災害復旧工事のお知らせ

教育課社会体育係 ☎ 22-3229

概要

- 工事概要 陸上競技場全面改修、ジョギングロード部分復旧、メインスタンド廻り地盤沈下復旧、弓道場復旧等
- 工事期間 平成29年3月21日から12月20日(水)まで  
※場合によっては、工事期間を変更することがあります。
- 施工業者 日本体育施設株式会社西日本支店九州営業所  
☎ 092-554-9301  
※多目的グラウンドにつきましては通常どおり利用できます。  
ご利用の際は、農村公園あぴか(☎ 32-5081)までご連絡ください。

**熊** 本地震被害を受けた農村公園あぴかの災害復旧工事を実施しています。工事の実施に伴い施設をご利用の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

CITY INFORMATION

高齢者用予防接種

## 65歳以上の方へ～「高齢者の肺炎球菌感染症」予防接種

一の宮保健センター ☎ 22-5088

### 予防接種の概要

#### ●対象者

▷平成29年度に次の年齢になる人

65歳	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生
70歳	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生
75歳	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生
80歳	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生
85歳	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生
90歳	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生
95歳	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生
100歳	大正6年4月2日生～大正7年4月1日生

▷60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがある人

※65歳以上の方は、一生のうち1回限りの接種となります。今までに接種したことがある方は、接種の対象となりませんのでご了承ください。

※対象年齢以外の方は、次年度以降に順次対象となります。

●対象期間 平成30年3月31日(土)まで

●接種回数・費用 1回・自己負担額 2,000円(市の助成額 6,050円)

●予防接種を受けられる医療機関

一部を除く市内医療機関、上村医院(詳しくは一の宮保健センター)にお問い合わせください。

●その他

▷接種を希望される方は、事前に実施医療機関にご予約ください。

## 肺

肺炎球菌は、肺炎などの呼吸器の疾患を起こす原因菌で、免疫力が低下した高齢者がかかりやすい病気です。症状は咳、痰、発熱などの風邪の症状に似ていますが、慢性気道感染症、中耳炎、髄膜炎などの合併症を引き起こすなど、症状が重くなる可能性があります。

対象者に対し自己負担額の一部を助成していますので、接種し予防に努めましょう。

### CITY INFORMATION

## 繁殖期の野鳥保護及び指導取締強化月間について

春は野鳥の繁殖期です。巣立ちしたヒナが地面に落ちていた場合は、近くに姿が見えなくても親鳥が世話をしているので拾わないようにしましょう。

熊本県では、5月10日からの1カ月間を指導取締強化月間と定め、違法捕獲等の防止に取り組んでいます。野生鳥獣または鳥類の卵は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、狩猟による捕獲、許可受けたもの以外は、原則としてその捕獲、殺傷または採取が禁止されています。

また、野生鳥獣(メジロ、ホオジロなど)の愛がん飼養目的の捕獲は、鳥獣の乱獲を助長する恐れがあることから許可していません。

ただし、平成24年3月31日までに、許可を得て捕獲し飼養登録済みの飼鳥は、更新手続きをおこなうことで、引き続き飼養することができます。

詳しくは、農政課または阿蘇地域振興局林務課にお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

市役所農政課

☎ 22・3274

阿蘇地域振興局林務課

☎ 22・2312

